

## 市中協議文書「ヘッジファンドに対する規制状況—調査及び比較検討」の概要

2005年2月、IOSCO 専門委員会は、IOSCO によるヘッジファンドに対する新たな規制の必要性を検討するために、第5常設委員会（投資管理）に対して報告書「個人投資家の参加により生じる（ファンドオブ）ヘッジファンドの規制上及び投資家保護上の課題」（2003年）を見直すよう指示をしている。当該指示を受けて、第5常設委員会では、各国の規制状況を把握するために、次の7つの項目から構成される質問状をメンバーへ回付している。

- ・ ヘッジファンドの資産総額及び投資戦略
- ・ ヘッジファンドの定義
- ・ ヘッジファンド及びアドバイザーに対する規制上のアプローチ（登録義務等）
- ・ ヘッジファンドの販売活動に関する規制（個人投資家に販売する際の営業員資格及び販売規制）
- ・ リテール用ヘッジファンドの運用報告義務
- ・ ヘッジファンド及びアドバイザーに対する検査

質問状の回答を検討した結果、以下の4つの大きな結論が得られている。

- ・ ヘッジファンドに対する法律上の定義等の正式な定義づけは存在しない。
- ・ 多くの国においてヘッジファンドのアドバイザーが規制対象となっている。
- ・ 現時点において、ヘッジファンドの個人投資家への販売が広まっている国は少数である。今後、個人投資家へも広まっていくとする意見もあった。
- ・ ヘッジファンドに関する不正行為の状況は、国によって様々なものとなっている。現時点では、不正行為に関する苦情等の件数は多くないが、将来、個人投資家への販売が広まると大規模な不正行為の可能性がでてくることも考えられるとする意見もあった。

2003年の報告以降、ヘッジファンドに対する規制のあり方についての関心が高まっているが、多くの国においてヘッジファンドへの規制は、まだ検討段階にある。ヘッジファンドの規制のあり方もメンバー間で様々であり、ヘッジファンドのアドバイザーを規制している国、また、アドバイザーとファンドの両方を規制している国ともあり、また、ヘッジファンドの販売及びヘッジファンドが顧客に提供する情報、規制当局へ提供される情報に関しても様々な規制がなされていることから、現在、このような規制をより深く検討することは大変意味のあることである。